

令和4年1月臨時会 総務文教常任委員会記録

令和4年1月18日（火）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和4年1月18日（火）	5 頁
--------------------	-----

令和4年1月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	1月18日(火)	<p>審査日程の決定</p> <p>総務部審査 議案乙第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>企画政策部審査 議案乙第1号 〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査 議案乙第1号 〔総括、採決〕</p>

1 月臨時会付議事件

1 市長提出議案

[令和 4 年 1 月 18 日付託]

議案乙第 1 号令和 3 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 10 号）

[可決]

[令和 4 年 1 月 18 日委員会議決]

令和4年1月18日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 秋山政樹

企画政策部長兼市民環境部理事 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 向井道宣

総合政策課長補佐兼企画推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室長補佐

兼環境対策課環境施設調整室長補佐 田中大介

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

5 日程

審査日程の決定

総務部審査

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

〔説明、質疑〕

企画政策部審査

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

それでは、議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）中、総務部関係について説明をさせていただきます。

説明につきましては、総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入を御説明いたします。

まず、款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税4億5,022万5,000円の補正につきましては、国の補正予算によりまして、地方交付税が増額され、普通交付税について追加交付されたことに伴う補正でございます。

続きまして、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金4,057万2,000円につきましては、1月補正の財源調整のため繰り入れるものでございます。

参考資料の2ページ目に基金の資料を掲載しておりますが、財政調整基金の1月補正後の残高は約45億9,600万円になる予定でございます。

続きまして、款23市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することとしておりますが、一括して御報告いたします。

参考資料では3ページ目から6ページ目に掲載をしている分でございます。

まず、款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債1億540万円及び節3都市計画債4,440万円につきましては、国の補正予算に基づく道路改良事業及び公園整備事業の補正に伴うものでございます。

次に、目6臨時財政対策債、節1臨時財政対策債3億5,000万円の減額につきましては、先ほど御説明いたしました、普通交付税の追加交付分があったということでありまして、その中の分として、臨時財政対策債に係る分が約3億5,800万円交付されておりますので、それ相当分を減額するものでございます。

以上で議案乙第1号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第10号）、総務部関係について説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

松隈清之委員

地方交付税の増額があったということなんですけれども、その中で、臨時財政対策債分が

3億5,000万円、基本的に、どういう趣旨で交付税の増額を行われたのか、御説明いただけますか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

まず、この地方交付税の増額分につきましては、今回の国の補正予算に係る流れの一つの部分でございまして、この交付税の分につきましては、令和2年度の国税収入の決算及び令和3年度の国税収入の増加見込み等々を勘案されまして、国のほうで追加交付を行うというふうに決定されたものでございます。

その財源が、国全体といたしますと、約4兆2,000億円が全体として増額の部分でございしますが、そのうち、約1兆9,900億円が地方自治体のほうに追加交付されるということになっております。

その内訳といたしまして、もともと、地方交付税につきましては、国の国税収入の原資によって現金で交付される普通交付税及びそれ以外では、国の国税収入では賄えない部分として、臨時財政対策債で発行する分として、数字のほう、通知が来ている部分でございしますが、今回、この追加交付される部分として、臨時財政対策債で発行するっていう部分に関して、増額というか、入れ替えるという形で交付がされているということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

国のほうでキャッシュが手当てできたので、臨時財政対策債、これ、後々交付税が原資で、返済するようになるんですね。それをもう先に減額しろという趣旨の交付税ということでよろしいでしょうか。

姉川勝之総務部次長兼財政課長

この臨時財政対策債につきましては、今御説明いただきましたように、本来であれば来年度以降の普通交付税で元利償還金を措置されるというふうな制度でございます。

ただ、今回、この増額された3億5,000万円部分につきましては、来年度の普通交付税の基準財政需要額には、代わりに算定しないというふうな取決めがなされておりますので、この分に関しましては、おっしゃったように、もう先にキャッシュのほうでお支払いをいただいているという理解をしているところでございます。

中村直人委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

以上で総務部関係議案の質疑を終了いたします。

午前11時26分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 印

